

植民地支配と「人の支配」

近代朝鮮の政治と社会



みずの なおき
教授 ◆ 水野直樹

1950年生、1981年、京都大学
大学院文学研究科博士課程修了

朝鮮に対する日本の植民地支配については、これまで土地・農産物の収奪、鉄道の開発など、経済的な側面から分析・考察する研究が盛んであった。あるいは、民族運動に対して日本がどのように対応し弾圧したか、を解明する研究が行なわれてきた。

しかしながら、植民地を支配する以上、そこに住む人々をどのように支配・管理するか、という問題が当然出てくる。住民をいかに把握し管理するのか、あるいは、人の移動に対して、どのように対応するのか、植民地支配の成否はこの点にかかっていたといってもよい。植民地支配末期に行なわれる労働者の動員や徴兵などもこれに関わっている。このような「人の支配」と呼ぶべき問題に関する研究はこれまであまり盛んではなかった。

最近、私が取り組んでいるのは、この「人の支配」をさまざまな側面から解明するという課題である。

■日本型戸籍制度の導入

「人の支配」という面でも考えられるのは、植民地住民の登録である。朝鮮を完全な植民地として支配することになる「韓国併合」（1910年）の前年、当時の大韓帝国政府に「民籍法」を制定させて、1909年から10年にかけて民籍の編製を行なった。これは、日本の戸籍制度を導入したものと考えられているが、内容的にはまだ日本の戸籍とはかなり違いのあるものであった。民籍の様式は、当時の日本の戸籍にほぼそのままならったものであったが、日本では「族称」（士族・華族など）欄があるのに対して、朝鮮の民籍には「本貫」（父系氏族発祥の地名）欄が存在していた。

当初民籍を作成した際、女性については名の記載は省略して、本貫と父姓を記すだけでよいとされた。それ以前、奴婢出身者を除く成人女性は戸籍に名を登録されることはなく、日常生活でも、「誰々ちゃんのお母さん」というような呼び方がされ、個人名を呼ばれることがなかったからである。

さらに、奴婢出身者については、独立の民籍を作ら

ず、主人の家の民籍の後に「附籍」という形で記載するなど、日本の戸籍制度とは違いが見られた。

しかし、日本側は朝鮮の住民を不完全な内容でも民籍に登録することによって、人の把握を容易にしようとしたのである。民籍簿は、抗日ゲリラである義兵を弾圧する際にも、一般住民とゲリラ容疑者を判別するために利用された。

日本側は、朝鮮人の民籍を編製した上で、これを実態に合わせて整備していく作業を進め、1923年に朝鮮戸籍令を施行した。これによって日本型の戸籍制度の導入が完了したと考えることができる。

■植民地支配秩序の基礎

植民地に戸籍制度を導入し、住民の登録を行なったのは、植民地支配を維持するためであった。個々の住民の身分関係を把握するにとどまらず、植民地支配秩序の中で支配者／被支配者の関係を維持・固定化することにも戸籍は使われた。

日本「内地」戸籍に登録される者が「内地人」（＝日本人）であり、朝鮮戸籍に登録される者が「朝鮮人」とされ、相互の戸籍移動は原則として禁止されていた。戸籍が厳密に分けられることによって、支配者としての「内地人」、被支配者としての朝鮮人という上下関係が法的に保証された。植民地朝鮮では、日本人と朝鮮人とは異なる法律が適用される場合もあり、官吏・教員などの給与、教育、就職その他さまざまな社会的関係において、差別的な支配構造が厳然として存在していたが、その基礎にあったのが戸籍の違いであったのである。

■日本人風姓名の禁止

民籍あるいは戸籍に記載される朝鮮人の名前に関わっても、日本側は「人の支配」を目的とする政策をとった。朝鮮支配と名前というと、「創氏改名」がよく知られ、中学校の歴史教科書にも記述があるが、「創氏改名」が実施された1940年までの名前に対する日本

の政策についてはほとんど知られることがない。民籍や戸籍のあり方を調べているうちに、私自身も意外に思う事実を「発見」した。「創氏改名」以前、日本当局は朝鮮人が日本人的な姓名を名乗ること、正確には民籍・戸籍上の姓名を日本人風のものにすることを禁止していたという事実である。

その経緯をさらに追求していくと、「韓国併合」直後に一部の朝鮮人官吏・警察官などが自分の姓名を日本人風の姓名に改め、それを民籍に登録したのに対して、朝鮮総督府当局は、これを禁止する措置をとった事実が明らかとなる。1911年に制定した朝鮮総督府令で姓名改称を許可制にし、その運用に当たっては朝鮮人が「内地人〔=日本人〕ニ紛ハシキ姓名」に改めようとしても、それを許可しないという方針を打ち出したのである。すでに日本人風の姓名に変えている者に対しては、元の朝鮮名に戻すよう圧力をかけ、さらに新たに生れた子どもに名をつける際にも、「内地人ニ紛ハシキ名」をつけさせないという方針で臨んだ。

しかし、そもそも日本人の名前というのが曖昧なもの

であったため、日本人の名前、朝鮮人の名前の境界線をどこに引くか、は当局者を悩ませる困難な問題であった。その後も、「内地人ニ紛ハシキ名」をめぐっては民籍（戸籍）実務者から数多くの疑義が出されている。

植民地当局が日本人の姓名を禁止したのは、日本人と朝鮮人との識別を容易にするためであった。日本人と朝鮮人とは、顔かたち、皮膚の色などでは識別ができない上に、名前まで同じになると、区別ができなくなってしまうおそれがある。日本人と朝鮮人との間には、戸籍の違いにもとづいて法的な処遇その他の点で区別・差別がなされていたが、それを容易にし得るものとして名前の差異化が図られたのである。

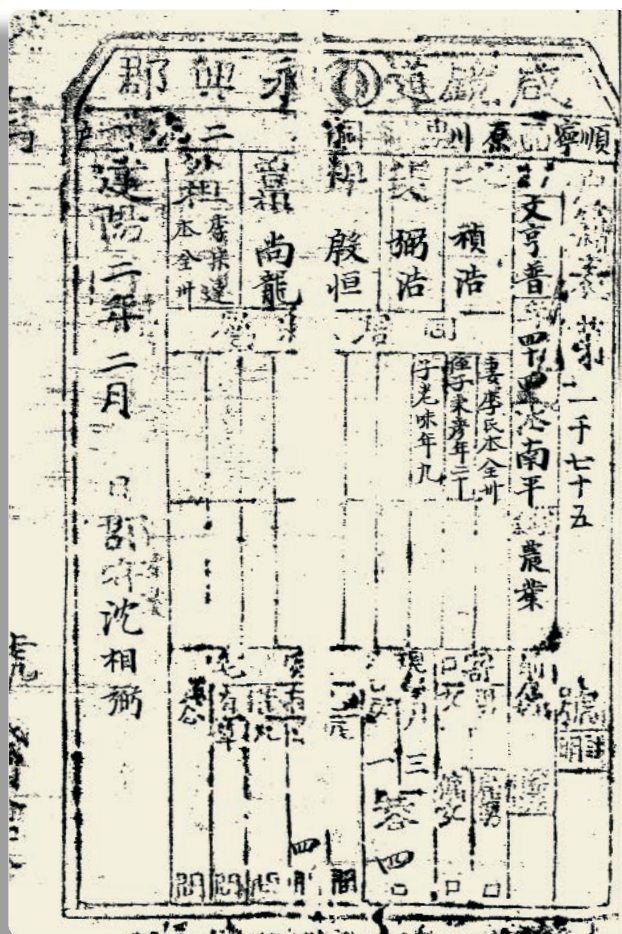
■固有語名の制限

名前に対する政策でもう一つ興味深いことは、朝鮮総督府当局は漢字語でない朝鮮の固有語による命名を制限したことである。植民地支配以前の時期、子どもの名前（幼名）や奴婢の名前には固有語によるものかなり見られた。例えば、女子では「アギ」（赤ちゃんの意）、男子では「トル」（岩の意）などが多かったが、中には「ケットン」（犬の糞）とか「ノミ」（奴）とかの名前が漢字の当て字で戸籍登録されている者もいた。成人になると、男子は改名し、女性は名を名乗らない、というのが朝鮮の慣習であった。

「併合」直前に民籍を作成した際には、日本側はこのような幼名を認め、ハングルで記載することも許可したが、その後、これらの名前は「名ト認ムベカラザル称呼」であるとして、民籍・戸籍への登録を許可しない方針をとった。ハングルによる登録も認めないこととした。

「名ト認ムベカラザル称呼」とされたものの多くは、朝鮮固有語による名であったが、それは何を意味するのであろうか。名前に個人識別の機能を持たせるという目的もあったが、私はそれだけではないと考えている。漢字名であれば日本人にも字義がわかり読むこともできるが、固有語名だと日本人にはその意味を理解することが難しい。被支配者である朝鮮人同士では意味がわかって、支配者である日本人（警察官や学校教師など）には理解できない名があるという状況は、支配秩序を維持する上で問題だ、と日本当局は考えたのではないだろうか。

植民地支配下で「人の支配」を実現することは、支配対象者の存在のあり方や文化をも規定し変えていくことになったといえよう。名前に対する政策はそのことを象徴的に示すものである。



1897年に作成された朝鮮の戸籍。妻には名が記されておらず、子は「老味」（ノミ=奴）と漢字の当て字で幼名が記されている。（京都大学総合博物館所蔵）